

【平成29年4月1日現在】

### 島根県(市町村含む) 不妊治療に係る治療費等の助成事業一覧

#### <県が実施する特定不妊治療費助成事業>

県名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間・回数	対象者
島根県	健康推進課 0852-22-5324	平成17年4月1日	・上限*15万円/回 (初回の申請に限り上限*30万円/回) ・男性不妊治療を行った場合、 ・上限15万円を上乗せ	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が 40歳未満:通算6回 40歳以上:通算3回	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が県内に住所を有する方 ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方 ・指定医療機関において治療を受けた方 ・夫婦の前年の所得(1月～5月までの申請は前々年の所得)の合計額が730万円未満であること ・今回の申請にかかる治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
			* 上限額について	以下の治療内容の場合、助成上限額は7万5千円 ・ 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合 ・ 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合	

#### <県が実施するその他不妊治療に関する助成事業>

県名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間・回数	対象者
島根県	健康推進課 0852-22-5324	平成28年4月1日	・男性不妊検査*にかかる自己負担額の 1/2 ・上限2万円	助成回数1回	・医療保険適用外の男性不妊検査を受けた方 ・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が県内に住所を有する方
			* 男性不妊検査について	検査内容: 診察、精液検査、ホルモン検査、超音波検査、染色体検査等	

#### <市町村が実施する不妊治療に係る助成事業>

- 事業内容 (凡例)
- ① 一般不妊治療の治療費助成 (※一般不妊治療: 保険適用の不妊治療及び検査、人工授精)
  - ② 県の特定不妊治療費助成事業に上乗せ助成 (※特定不妊治療: 体外受精、顕微授精)
  - ③ その他、不妊治療に関する助成 (治療費以外の助成含む)

市町村名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間	対象者
松江市	保健福祉課 0852-55-5335	① 平成19年4月1日	上限4万5千円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・一般不妊治療費助成を受けて妊娠をし、第二子以降の妊娠も希望される方
浜田市	子育て支援課 0855-25-9331	① 平成21年4月1日	上限8万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成28年4月1日	上限7.5万円/回 (治療によっては上限3万円/回) * 県の助成額・回数に準じる	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
		③ 平成28年4月1日	特定不妊治療 夫婦の年間合計所得が730万円以上の方 上限7.5万円/回 (治療によっては上限3万円/回)	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が 40歳未満:通算6回 40歳以上:通算3回	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方 ・指定医療機関において治療を受けた方 ・夫婦の年間合計所得が730万円以上の方 ・今回の申請にかかる治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
		③ 平成28年4月1日	不育症 上限5万円/回	一治療期間が終了するまで	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方
出雲市	健康増進課 0853-21-6981	① 平成22年4月1日	上限5万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間 (治療中断期間含まず)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		③ 平成27年4月1日	不育症 上限10万円/年度	一治療期間が終了するまで	
益田市	子育て支援課 0856-31-1977	① 平成26年4月1日	上限3万円/年度	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間 (治療中断期間含まず)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・夫および妻が他の地方公共団体が実施する一般不妊治療等に係る助成を受けていない方
大田市	健康増進課 0854-83-8152	① 平成22年4月1日	上限15万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間 (治療中断期間含まず)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
安来市	子ども未来課 0854-23-3209	① 平成20年4月1日	上限8万円/1年間	一般不妊治療を受けた日から起算して5年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成28年4月1日	上限5万/回 (初回上限10万円)	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
江津市	子育て支援課 0855-52-7487 (直通)	① 平成23年4月1日	上限5万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成27年4月1日	上限15万円/1年度 男性不妊治療を行った場合1年度上限5万円を上乗せ	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
		③ 平成28年4月1日	上限5万円/1治療期間	妊娠後、不育症治療を開始した日から出産(流産、死産も含む)により当該治療が終了するまでの期間	・戸籍上婚姻関係にあり、市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
雲南市	健康推進課 0854-40-1045	① 平成23年4月1日	上限10万円/1年間	一般不妊治療を受けた日(医療機関証明書)の初回受診日)から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科において一般不妊治療を受けた方
		② 平成25年4月1日	上限7万5千円/回、年度2回まで	交付決定を最初に受けた日の属する年度から通算して5年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
奥出雲町	健康福祉課 健康づくり推進グループ 0854-54-2781	① 平成22年4月1日	上限9万円/年度	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成22年4月1日	上限15万円/回、年度2回まで ※ただし、治療内容によっては(県に準ずる治療)、上限7万5千円/回	通算5年度間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
飯南町	保健福祉課 0854-72-1770	① 平成21年4月1日	上限20万円/年	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関において、一般不妊治療を受けた方
		② 平成26年4月1日	1回につき上限15万円/ 1年目上限3回、2年目以降年2回まで	最大5年間、通算10回まで	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関において、特定不妊治療を受けた方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
		③ 平成21年4月1日	交通費助成(一般不妊治療に限る) 3,000円/回、上限10万円/年	期間限定無し	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊治療を受けた方
川本町	健康福祉課 0855-72-0633	① 平成25年10月1日	上限15万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦いずれもが町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成25年10月1日	上限15万円/回	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦いずれもが町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
美郷町	健康福祉課 0855-75-1932	① 平成25年4月1日	上限15万円/1年間	期間限定なし	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成26年4月1日	上限15万円/1年間	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方 ・特定不妊治療が必要と医師が認めた方
邑南町	保健課 0855-83-1123	① 平成23年4月1日	上限15万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成26年4月1日	県の特定不妊治療助成事業における助成対象経費から助成額を差し引いた残額/回 * 県の助成額・回数に準じる	県の助成期間・回数に準じる	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
津和野町	健康福祉課 0856-72-0657	① 平成24年4月1日	上限10万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・一般不妊治療が必要と医師に認定された方

<県が実施するその他不妊治療に関する助成事業>

県名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間・回数	対象者
島根県	健康推進課 0852-22-5324	平成28年4月1日	・男性不妊検査*にかかる自己負担額の 1/2 ・上限2万円	助成回数1回	・医療保険適用外の男性不妊検査を受けた方 ・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が県内に住所を有する方
			* 男性不妊検査について	検査内容:診察、精液検査、ホルモン検査、超音波検査、染色体検査等	

<市町村が実施する不妊治療に係る助成事業>

- 事業内容 (凡例)
- ① 一般不妊治療の治療費助成 (※一般不妊治療: 保険適用の不妊治療及び検査、人工授精)
  - ② 県の特定不妊治療費助成事業に上乗せ助成 (※特定不妊治療: 体外受精、顕微授精)
  - ③ その他、不妊治療に関する助成 (治療費以外の助成含む)

市町村名	お問合せ先	事業開始	助成額	助成期間	対象者
吉賀町	保健福祉課 0856-77-1165	① 平成23年4月1日	上限9万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		③ 平成27年4月1日	一治療期間ごとに30万を限度	不育症治療等に要する費用の一部を助成	・町内に住所を有する者 ・医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者 ・不育症と診断され、その治療が必要と認定されたもの
海士町	健康福祉課 08514-2-1823	① 平成23年10月1日	上限3万円/1年間	期間限定なし	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		③ 平成16年10月15日	交通費助成 本土6,000円/回、島後2,500円/回 宿泊費助成 4,000円/泊(上限300,000円)	治療期間が終わるまで	・夫婦が町内に住所を有する方で引き続き定住の意思がある方 ・通院治療に対し医師の証明書が必要
西ノ島町	健康福祉課 08514-6-0104	① 平成23年10月1日	上限15万円/1年間	期間限定無し(期間を特定していない。)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		② 平成23年10月1日	上限15万円/回、1年度目は年度3回まで 2年度目以降は年度2回まで	通算5年度間、通算10回(※県に準ずる)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・県の特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方
		③ 平成22年4月1日	交通費助成 本土4,300円/回、島後2,800円(レインボー一休航時) 本土2,900円/回、島後1,530円 宿泊費助成 2,500円/泊	期間限定無し	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦がともに町内に住所を有する方
知夫村	村民福祉課 08514-8-2211	① 平成22年6月1日	上限3万円/年度	期間限定無し(期間を特定していない。)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が村内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
		③ 平成19年4月1日	交通費助成 本土8,000円/回、島後4,000円/回(上限なし、夫の交通費も助成)	期間限定無し(期間を特定していない。)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦が村内に住所を有する方
隠岐の島町	保健課 08512-2-8562	① 平成24年4月1日	上限9万円/1年間	一般不妊治療を受けた月から起算して3年間	・戸籍上の婚姻関係であって、夫婦の一方が町内に住所を有する ・夫または妻が医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者である ・産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関において一般不妊治療を受けた者である